

西原村ふれあいまつりフリーマーケット実施要領

西原村教育委員会

【目 的】

西原村ふれあいまつりの中で、ご家庭で使われていないものを、必要とされている方に使っていただくことで持続可能なむらづくりを目指す。

【日 時】

令和7年11月15日（土）

午前10時00分からイベント終了時刻（午後2時30分予定）まで
準備は当日の午前9時00分から可能とする。

【会 場】

西原村運動公園（雨天の場合、西原村総合体育館 アリーナ）

【申込方法】

西原村教育委員会に申込書を提出すること。

申込書の様式は、西原村教育委員会に設置しています。

村ホームページからダウンロードも可能です。

【申込書提出期限】

令和7年10月31日（金） 午後5時00分まで

【募集数】

先着10組 10組に達した時点で募集を終了します。

キャンセルがあった場合、追加募集は行いません。

【募集区画】

1区画 縦：5m×横：約2m 駐車場約1台分 10区画

【出 店 品】

リユース、リサイクルを目的とした一般家庭の不用品

※食品は販売不可。

【出店費用】

無料

【出店資格】

1. 村内在住の方で、販売を生業としていない方。
但し、本来の業とは関わりのない、家庭の不用品のみを販売すると主催者が確認したものについては出店を認める。
2. 出店者（代表者）は18歳以上で、高校生は不可とする。
3. その他主催者が不相当と判断する規則を守れない者、暴力団関係者等の出店は認めない。

【出店条件】

1. テント、テーブルほか、出店に際し必要な物品及び、釣銭などは出店者が用意すること。電源などの貸出は行わない。
2. 他の出店者、一般の体育館利用者の迷惑となるような行為は一切禁止とする。
3. 古着等は洗濯して清潔な状態で出品すること。
4. 以下の物品の販売は禁止する。
 - ①飲食品類・生鮮食品類（野菜、たばこ、酒類を含む）
 - ②薬品類（医療品を含む）
 - ③生き物（動物・昆虫等）
 - ④違法コピー商品（偽ブランド品等）
 - ⑤危険物（石油、ガス類、模造刀、モデルガン、ナイフ、包丁等）
 - ⑥商品説明を偽ったもの（骨董品の詐偽販売等）
 - ⑦当日、同じ会場内で購入または調達した物
 - ⑧法律上販売できないものや教育上好ましくない物
 - ⑨その他主催者が不相当と判断する物（金券等、高価な物、故障品、盗品等）**※販売品については、当日担当者が確認を行います。**
5. 販売において以下の物品の使用は禁止する。
 - ・拡声器
 - ・その他著しく騒音のでる機器等

【注意事項】

- ①人身、物損、盗難等の事故及び販売品についての苦情等に関しては、当事者間の責任とし、主催者は一切の補償をしない。
- ②会場で販売した商品は原則、返品を受付けること。
- ③主催者及び警察等より指導があった場合は、速やかにそれに従うこと。
- ④売れ残った販売品及び販売に際し発生したゴミは出店者が責任をもって持ち帰り処分すること。
- ⑤万一、事故等が発生した場合は速やかに主催者に報告し主催者の指示に従い、出展者自らの責任と費用をもって対応すること。
- ⑥会場内は禁煙とする。